

法人単位計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記 該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法を採用。
平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法による。
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金－職員の賞与支給に備える為支給見込額の当期負担分を計上している。

3. 重要な会計方針の変更 該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・資格を満たしている職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- ・条件を満たしている職員について、社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 - (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
公益事業は拠点区分が1つの為作成していない。
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
 - (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

1 法人本部拠点(社会福祉事業)	法人本部
2 特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑拠点(社会福祉事業)	特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑長期入所事業
3	特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑短期入所事業
4 百合ヶ丘デイサービスセンター拠点(社会福祉事業)	百合ヶ丘デイサービスセンター
5 ケアハウスそれいゆ拠点(社会福祉事業)	ケアハウスそれいゆ
6 グループホームさちの家拠点(社会福祉事業)	グループホームさちの家入所事業 グループホームさちの家通所事業
7 特別養護老人ホーム梅が丘(社会福祉事業)	特別養護老人ホーム梅が丘長期入所事業 特別養護老人ホーム梅が丘短期入所事業
8 白百合介護支援センター拠点(公益事業)	白百合介護支援センター

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	865,448,319		41,765,251	823,683,068
定期預金	3,000,000			3,000,000
合計	868,448,319		41,765,251	826,683,068

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物	236,516,390 円
計	236,516,390 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

1年以内返済予定設備資金借入金 18,072,000 円

設備資金借入金	121,986,000 円
計	140,058,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	2,212,175,444	1,388,492,376	823,683,068
土地(造成費)	207,373,000	122,407,700	84,965,300
建物	45,711,136	21,638,747	24,072,389
構築物	90,170,119	72,209,442	17,960,677
車両運搬具	20,839,919	20,839,907	12
器具及び備品	134,650,128	104,916,144	29,733,984
有形リース資産	31,870,440	14,927,152	16,943,288
合計	2,742,790,186	1,745,431,468	997,358,718

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。) 該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

12. 関連当事者との取引の内容 該当なし

13. 重要な偶発債務 該当なし

14. 重要な後発事象 該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け 該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑拠点区分 計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品－平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法を採用。
平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法による。
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している職員
に係る掛金納付額のうち法人の負担分に相当する金額を計上している。
・賞与引当金－職員の賞与支給に備える為支給見込み額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・資格を満たしている職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- ・条件を満たしている職員について、社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(11))
・特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑長期入所事業
・特別養護老人ホーム百合ヶ丘苑短期入所事業
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))省略

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	329,700,572		14,555,215	315,145,357
合計	329,700,572		14,555,215	315,145,357

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	911,294,258	596,148,901	315,145,357
土地(造成費)	100,275,000	75,822,620	24,452,380
建物	17,094,572	6,343,112	10,751,460
車輌運搬具	14,721,459	14,721,451	8
器具及び備品	75,357,661	51,593,698	23,763,963
有形リース資産	22,508,640	10,132,132	12,376,508
合計	1,141,251,590	754,761,914	386,489,676

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

百合ヶ丘デイサービスセンター拠点区分 計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品－平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法を採用。
平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法による。
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している職員
に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
・賞与引当金－職員の賞与支給に備える為支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・資格を満たしている職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- ・条件を満たしている職員について、社団法人宮城県民間社会福祉施設振興会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 百合ヶ丘デイサービスセンター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))省略
(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))省略

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	32,166,003		1,420,024	30,745,979
合計	32,166,003		1,420,024	30,745,979

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	88,906,961	58,160,982	30,745,979
建物	1,404,316	502,470	901,846
車両運搬具	4,982,150	4,982,148	2
器具及び備品	6,697,133	6,382,623	314,510
有形リース資産	662,676	339,415	323,261
合計	102,653,236	70,367,638	32,285,598

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

ケアハウスそれいゆ拠点区分 計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品－平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法を採用。
平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法による。
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している職員に
係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
・賞与引当金－職員の賞与支給に備える為支給見込み当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・資格を満たしている職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当
共済制度に加入している。
- ・条件を満たしている職員について、社団法人宮城県民間社会福祉施設振興会の実施する退職共済制度に
加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) ケアハウス拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))省略
(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))省略

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	252,418,803		11,143,475	241,275,328
合計	252,418,803		11,143,475	241,275,328

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	697,687,033	456,411,705	241,275,328
建物	9,691,153	3,577,977	6,113,176
器具及び備品	8,907,145	8,121,044	786,101
有形リース資産	5,385,576	2,758,440	2,627,136
合計	721,670,907	470,869,166	250,801,741

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

グループホームさちの家拠点区分 計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品－平成19年3月31日以降に取得したものについては旧定額法を採用。
平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法を採用する。
・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している職員に
係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する額を計上している。
・賞与引当金－職員の賞与支給に備える為支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・資格を満たしている職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当
共済制度に加入している。
- ・条件を満たしている職員について、社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入
している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) グループホームさちの家拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
・グループホームさちの家 入所事業
・グループホームさちの家 通所事業
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))省略

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	14			14
合計	14			14

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している 場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累 計額	当期末残高
建物	78,361,748	78,361,734	14
建物	10,874,250	8,231,748	2,642,502
構築物	164,808	93,387	71,421
器具及び備品	5,578,788	5,503,756	75,032
有形リース資産	441,756	226,263	215,493
合計	95,421,350	92,416,888	3,004,462

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している 場合は記載不要。)該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

特別養護老人ホーム梅が丘拠点区分 計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品－平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法を採用。
平成19年4月以降に取得したものについては定額法による。
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している職員
に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する額を計上している。
・賞与引当金－職員の賞与支給に備える為支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・資格を満たしている職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- ・条件を満たしている職員について、社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 特別養護老人ホーム梅が丘拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
・特別養護老人ホーム梅が丘長期入所事業
・特別養護老人ホーム梅が丘短期入所事業
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))省略

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	251,162,927		14,646,537	236,516,390
合計	251,162,927		14,646,537	236,516,390

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物	236,516,390 円
計	236,516,390 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

1年以内返済予定設備資金借入金	18,072,000 円
設備資金借入金	121,986,000 円
計	140,058,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	435,925,444	199,409,054	236,516,390
土地(造成費)	107,098,000	46,585,080	60,512,920
建物	6,646,845	2,983,440	3,663,405
構築物	90,005,311	72,116,055	17,889,256
車輛運搬具	580,790	580,789	1
器具及び備品	37,969,701	33,227,711	4,741,990
有形リース資産	2,209,116	1,131,487	1,077,629
合計	680,435,207	356,033,616	324,401,591

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

白百合介護支援センター拠点区分 計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
・建物並びに器具及び備品－平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法を採用。
平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法による。
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している職員
に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
・賞与引当金－職員の賞与支給に備える為支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更 該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・資格を満たしている職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- ・条件を満たしている職員について、社団法人宮城県民間社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 白百合介護支援センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))省略
(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))省略

5. 基本財産の増減の内容及び金額 該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	555,520	555,519	1
器具及び備品	139,700	87,312	52,388
有形リース資産	662,676	339,415	323,261
合計	1,357,896	982,246	375,650

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし